

(参考) 認定こども園制度の概要について

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

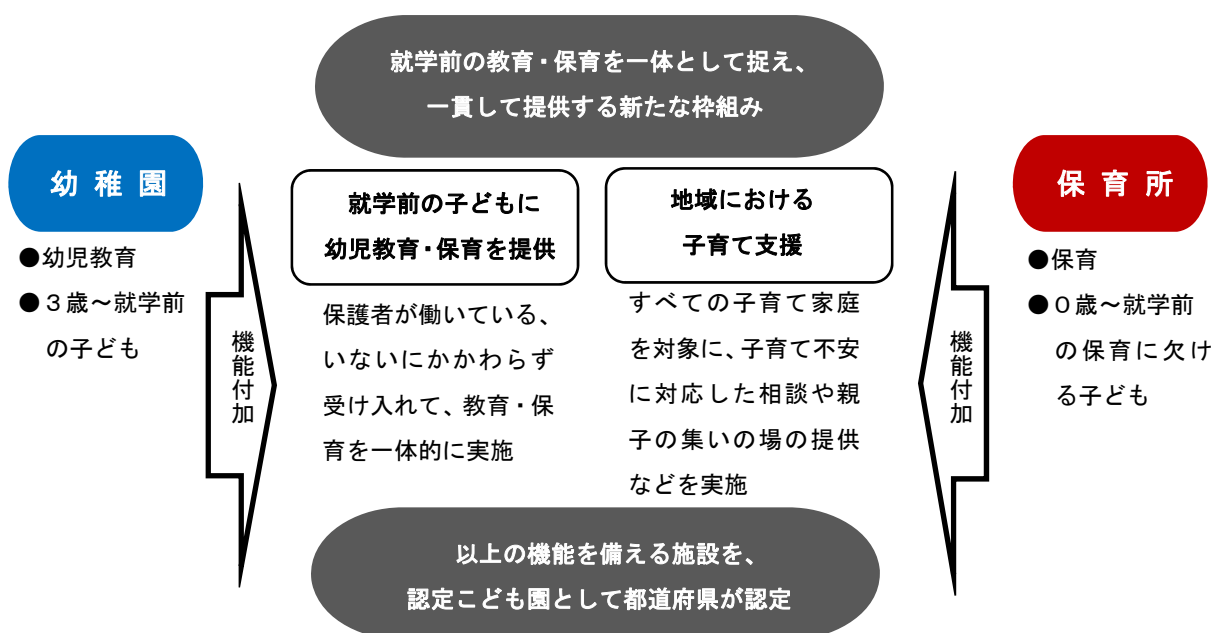
①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

②地域における子育て支援を行う機能

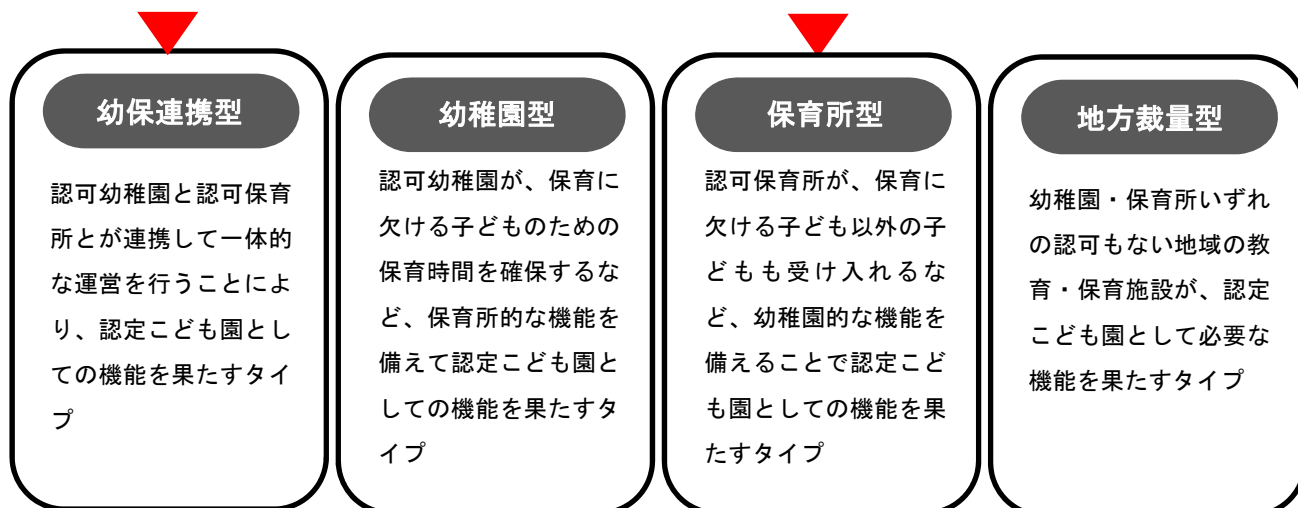
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について



認定こども園のタイプ

認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることとなります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置付けを失うことはありません。



※本町の計画（案）では「▼」で明示した認定こども園のタイプのいずれかにより移行を行うこととしています。